5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Hiroshi Kato,　Section Manager of Customer Service Contract Section of Customer Service Department, Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 64, 29
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : 2 lines of broadband Internet Connection.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺　Time limit of tender : By November 13 2009.
⑻　Contact point for the notice : Customer Service Contract Section, Customer Service Department, Japan Racing Association Roppongi Office, 6―11―1 Roppongi Minatoku, Tokyo 〒106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入札公告の取消

次の１から７号までの調達案件の入札公告を取り消します。
平成 21 年 10 月 13 日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　吉崎　正弘
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
１　平成21年９月８日（号外政府調達第166号11ページ）「超高速光・電気信号測定評価装置　一式」
２　平成21年９月８日（号外政府調達第166号11ページ）「光信号波長モニタ解析装置　一式」
３　平成21年９月８日（号外政府調達第166号12ページ）「広帯域高確度光信号発生装置　一式」
４　平成21年９月17日（号外政府調達第173号17・18ページ）「低圧デジタル透過型電子顕微鏡装置　一式」
５　平成21年９月17日（号外政府調達第173号18ページ）「環境制御型ナノプローブプロセス装置　一式」
６　平成21年９月17日（号外政府調達第173号18ページ）「４インチ両面アライナー　一式」
７　平成21年９月17日（号外政府調達第173号17ページ）「ヘルスケア応用有無線ネットワーク接続試験設備　一式」

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 21 年 10 月 13 日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　前川　秀和
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道253号八箇峠トンネル（十日町工区）工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　新潟県十日町市八箇地先
⑷　工事内容　トンネル本体工（ＮＡＴＭ）約Ｌ＝1,212m
⑸　工期　平成25年３月29日まで
⑹　使用する主要な資機材
セメント　約3,400ｔ（吹付けコンクリート）
生コンクリート　約18,400㎥（覆工、インバート、坑門）
鉄筋　約70ｔ（覆工、インバート、坑門）
鋼製支保工　約800ｔ
ロックボルト（Ｌ＝４m）約20,700本
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式に係る提案範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。
４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年10月13日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長（以下「局長」という。）から国道253号八箇峠トンネル（十日町工区）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21年度・22年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　北陸地方整備局（港湾空港関係除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。
上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。
⑸　単体有資格者、特定建設共同企業体の構成員又は経常建設共同企業体の構成員は、平成７年度以降に元請けとして完成した、国、公団（旧道路関係４公団含む。）、都道府県、政令指定都市、市町村及び公益企業発注のトンネル工事で、下記１）から４）までの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
１）ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。
２）内空断面積65㎡以上であること。
３）施工延長1,100m以上であること。
４）１）から３）は同一工事であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成７年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体又は特定建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。
ただし、当該経験が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。